

# 21世紀型の新たな公共事業関係計画への改革

- ・ 事業分野別の計画から、所管社会資本整備の重点化・集中化のための計画に転換
- ・ 省庁統合の実を最大限発揮するため、横断的政策テーマを設定した上で一本化
- ・ 計画策定の重点を事業費からアウトカム目標とし、これに向けた取組み内容、事業箇所数等を示すとともに、そのための所要額を明示（原則として事業費総額は計画の内容としない）
- ・ 主要事業・関連事業（供用時期、概算事業費）を明示し、事業のスピードアップ、コスト縮減を促進、事業展開の透明性を向上
- ・ ハード施策とあわせてソフト施策を積極活用

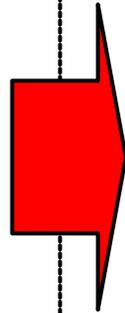
## 国土交通社会資本整備重点化計画（仮称）

### 【従来の5箇年計画】

縦割りの事業分野別計画  
（省庁統合前に策定）

- 治水
- 急傾斜地
- 海岸
- 下水道
- 都市公園
- 道路整備
- 交通安全施設
- 港湾
- 空港
- 住宅建設

所管10本のうち9本が  
H14・15年度に期限



社会資本整備の重点化・集中化に向けた取組み  
公共事業改革の方向性（重点化・集中化の考え方）、コスト縮減目標、事業のスピードアップのための措置ほか

**横断的政策テーマ**

〔アウトカム目標（5～10年）、主要事業・関連事業〕  
〔（供用時期、概算事業費）、関連ソフト施策ほか〕  
（テーマ及びアウトカム指標の例）

<b>暮らし</b>	・ 公共交通機関・歩行空間・住宅のバリアフリー化 主要な鉄道駅等周辺の主な道路のバリアフリー化率	17% [H14]	53% [H19]
	バリアフリー住宅ストックの割合	2.7% [H10]	7% [H15]
	・ 市街地等の幹線道路の無電柱化率	8% [H14]	13% [H19]
	・ ボトルネック踏切改良箇所数	50箇所/1000箇所 [H14]	500箇所/1000箇所 [H22]
<b>安全</b>	・ 床上浸水未解消家屋数	10万戸 [H14]	6万戸 [H19]
	・ 道路交通事故死者率	1.13人/億台キロ [H13]	1.04人/億台キロ [H19]
<b>環境</b>	・ 復元・創出された砂浜の面積	290ha [H12]	560ha [H18]
	・ 合流式下水道における未処理下水の流出削減率	H19までに28%削減 [H14比]	
	・ 都市における公園・緑地の確保量	10.3万ha [H10]	11.8万ha [H15]
<b>活力</b>	・ 拠点的な空港・港湾への道路アクセス率	59% [H14]	68% [H19]
	・ 国際海上コンテナ貨物のトータル輸送コスト低減率	H18までに7%削減 [H12比]	
	・ 三大都市圏の国際空港における国際航空旅客・貨物容量	4,300万人・290万トン [H13]	8,100万人・480万トン [H24]
	・ 羽田空港の発着可能回数	56回/時 [H14]	80回/時 [H24]

**各事業分野別主要事項**

全体として一本の計画決定（計画期間5年）

（参考）

ブロック別の将来の姿  
特定の政策テーマ別の対応方向  
（都市再生、地球環境、少子高齢化など）

# 新たな長期計画の見直しの基本的な考え方

## 統合の実を上げる 改革への取組

- ・ 社会資本整備の責任官庁としての行政展開
- ・ 幅広い行政分野による総合性の発揮

### < 長期計画批判 >

- ・ 予算獲得の手段
- ・ 分野別配分の硬直性
- ・ 計画の縦割り
- ・ 緊急措置法は廃止も含め見直すべき

### < 公共事業批判 >

- ・ 必要性の低い事業が行われがち
- ・ 止める仕組みがない
- ・ 事業の重点化、効率化がなされていない
- ・ 地方自治体や国民の声を十分聞いていない

## 新たな長期計画のあり方

### あり方 : 計画策定の重点を「事業費」から「成果」へ

- ・ 達成される成果(アウトカム目標)を国民にわかりやすく提示
- ・ 事業費総額は計画内容としない。ただし、道路事業は事業費総額を別途明示
- ・ 需要予測は、現行のフォローアップを踏まえて実施、情報公開
- ・ フォローアップと必要に応じた見直しを実施

### あり方 : 重点化・集中化の徹底

- ・ 横断的に設定したアウトカム目標での重点化
- ・ 目標の達成に必要な横断的取組み、国家プロジェクト・主要プロジェクト等を明示
- ・ 各事業分野においても重点化、優先度を明確化

### あり方 : 事業間連携のさらなる強化

- ・ 異なる分野・異なる主体による事業間連携を強化

### あり方 : 公共事業改革の取組みの強化

- ・ 公共事業改革の取組みの考え方を明示  
(例: コスト縮減目標 / 事業評価の厳格な実施 / 事業のスピードアップ 等)
- ・ 国と地方の役割分担の明確化、地方の主体的取組みの促進等を明示

### あり方 : 国と地方の連携の下、国民に関われた計画策定プロセスの実現

- ・ ブロック別地方懇談会等やPIを実施、社会資本整備の方向性を国、地方、国民が共有

従来の別分野別長期計画では限界

長期計画の一本化

法体系も抜本的に見直し

## 長期計画一本化に伴う根拠法の見直し

平成14・15年度を期限とする9本の長期計画を一本化。一本化する長期計画では事業費総額は計画内容としない。

一本化する長期計画の法的根拠として、社会資本整備重点化計画法（仮称）を新法として定める（次期通常国会）。

従来 of 事業分野別計画の根拠法である6本の緊急措置法は原則廃止。例外的に、制度的必要性があるものについて引き続き検討。

具体的には、下水道、都市公園及び港湾に係る緊急措置法は廃止。治山治水緊急措置法は治水に係る部分を廃止。道路及び交通安全施設に係る緊急措置法は引き続き検討。

